

その他の審査項目 (社会性等)

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は次ページを参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、次ページの〈その他審査項目（社会性等）の書き方〉の○数字に対応しています。

(3) 〔その他の審査項目〕

民事再生法等の適用があり、その手続終結決定日以降を審査基準日とする場合は、その決定日が起点となるので、そこから審査基準日までの年数を記入

適用がある場合は「1」を、適用がない場合又は適用後審査基準日が手続最終決定日以降となる場合は「2」を記入
該当する場合は、右の欄に、それぞれ年月日を記入

審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を、それぞれ記入
直前の考え方は、技術者の講習受講と同じ。
確認資料は不要

77ページを参照

「監査の受審状況」欄において
「1」を記入した場合のみ、2期平均の額を記入
それ以外の場合は「0」を記入

保有している場合はその台数を、保有していない場合は「0」を記入
保有の場合は別途、建設機械の保有状況の一覧表が必要

登録があれば「1」を、
なければ「2」を、それぞれ記入

エコアクション21の認証の有無	②	6	5		[1.有、2.無]
ISO9001の登録の有無	②	6	6		[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	②	6	7		[1.有、2.無]

登録があれば「1」を、
なければ「2」を、それぞれ記入

記載要領

- 1 ☐☐☐☐ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば ☐☐☐☐ のように右詰めで記入すること。
- 2 ☐☐☐☐ 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 ☐☐☐☐ 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 ☐☐☐☐ 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 ☐☐☐☐ 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 ☐☐☐☐ 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 ☐☐☐☐ 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基金となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 ☐☐☐☐ 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9 ☐☐☐☐ 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 ☐☐☐☐ 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 11 ☐☐☐☐ 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号又は同条第4号に規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 12 ☐☐☐☐ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 ☐☐☐☐ 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 14 ☐☐☐☐ 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない

場合は「2」を記入すること。

- 15 [5][4]「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 [5][5]「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 [5][6]「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 [5][7]「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 [5][8]「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 [5][9]「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 [6][0]「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 [6][1]「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 [6][2]「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 24 [6][3]「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 25 [6][4]「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 [6][5]「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 27 [6][6]「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 28 [6][7]「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

〈その他の審査項目（社会性等）の書き方〉

いずれの提示書類も、審査基準日時点での内容を審査しますので、内容が審査基準日（決算日）に係るものをお持ちください。

① 項番 4 1 雇用保険加入の有無

雇用保険法第5条により、労働者を雇用している事業主は、全て雇用保険への加入を義務付けられています。雇用保険に加入している場合は「1」を、適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」を、従業員が1人もいない場合や、同居親族で構成されている場合等適用が除外される場合は「3」を記入してください。

なお、加入していることが確認できなかった場合は、加入を促す指導をします。

「1」を記入する場合は、次のいずれかを提示してください。

裏付資料：**雇用保険領収書**（口座振替の場合は通帳の写し）及び**労働保険概算確定保険料申告書**、又は**保険料納入証明書**（東京労働局徴収部徴収課発行）

なお、保険料納入証明書の場合は、経営事項審査担当者が、その証明書で雇用保険料の納入が分かることが必要です（労災と雇用保険が合算されている場合などは、内訳が記載されていることなどが必要となります。）。

* 雇用保険料を分納している場合、決算月が4～7月のときは第1期分、8～11月のときは第2期分、12～翌3月のときは第3期分の領収書を持参してください。

また、申請者が全員出向者で構成されている場合には、出向元又は企業グループ名で加入していれば、適用除外になりますので「3」を記入してください。

裏付資料：出向者が出向元で雇用保険に加入していることが明確な**出向契約書等**又は出向者について、出向元（企業グループ）で雇用保険に加入していることを証する書類

② 項番 4 2 健康保険加入の有無

法人であれば、従業員の数にかかわらず、健康保険の強制適用事業者となります。加入している場合は「1」を、強制適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」を、個人経営の事業所であって従業員が常時5人未満であるとき等適用が除外される場合は「3」を、それぞれ記入してください。

なお、加入していることが確認できなかった場合は、加入を促す指導をします。

「1」を記入する場合は、次のいずれかを提示してください。提示資料については、審査基準月分保険料の領収証書を持参してください。

裏付資料：**保険料納入告知額兼領収済額通知書**（日本年金機構、健康保険組合発行）

又は**保険料納入証明書**（日本年金機構、健康保険組合発行）

また、全員出向者で構成されている場合には、出向元又は企業グループ名で加入していれば適用除外になりますので、「3」を記入してください。

裏付資料：出向者が出向元で健康保険に加入していることが明確な**出向契約書等**又は出向者について、出向元（企業グループ）で健康保険に加入していることを証する書類

※ 原則として、出向者は配置技術者（監理技術者・主任技術者）にはなれません。

なお、年金事務所で健康保険の適用除外の承認を受けて全国土木建築国民健康保険等の国民健康保険に加入している場合は、「健康保険の加入の有無」については、「3. 適用除外」となります。この場合は、納入目的年月が審査基準日に係る領収書等を提示してください。

③ 項番 4 3 厚生年金保険加入の有無

法人であれば、従業員の数にかかわらず、厚生年金保険の強制適用事業者となります。加入している場合は「1」を、強制適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」を、個人経営の事業所であって従業員が常時5人未満であるとき等適用が除外される場合は「3」を、それぞれ記入してください。

なお、加入していることが確認できなかった場合は、加入を促す指導をします。

「1」を記入する場合は、次のいずれかを提示してください。提示資料については、審査基準月分保険料の領収証書を持参してください。

裏付資料：保険料納入告知額兼領収済額通知書（日本年金機構発行）

又は保険料納入証明書（日本年金機構発行）

また、全員出向者で構成されている場合には、出向元又は企業グループ名で加入していれば適用除外になりますので、「3」を記入してください。

裏付資料：出向者が出向元で厚生年金保険に加入していることが明確な出向契約書等又は出向者について、出向元（企業グループ）で厚生年金保険に加入していることを証する書類

※ 原則として、出向者は配置技術者（監理技術者・主任技術者）にはなれません。

※社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）加入の有無について

「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合、それぞれ40点の減点となります（3保険に未加入の場合、120点の減点）。

④ 項番 4 4 建設業退職金共済制度加入の有無

建設業退職金共済制度加入の有無は、審査基準日（決算日）時点において、勤労者退職金共済機構と特定業種退職金共済契約を締結している場合は、「1」を記入してください。ただし、審査基準を満たしていない等の理由で、証明書が発行されない場合は、「2」を記入してください。

「1」を記入する場合は、次の書類を提示してください。

裏付資料：建設業退職金共済事業加入履行証明書

[経営事項審査申請用の証明書の請求先]

（独）勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部東京都支部

東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内（電話03-3551-5242）

⑤ 項番 4 5 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無

審査基準日時点において、退職一時金制度又は企業年金制度を導入している場合は「1」を、どちらも導入していない場合は「2」を記入してください。企業年金制度の場合は、審査基準日時点において、厚生年金基金の設立若しくは加入契約の締結又は適格退職年金、確定拠出金（企業型）若しくは確定給付企業年金の加入契約のいずれかを行っていることが要件となります。

「1」を記入する場合は、次の書類を提示してください。

裏付資料：

(1) 退職一時金制度

ア 中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済団体制度については、**加入証明書**

[中小企業退職金共済制度の加入証明書の請求先]

(独) 勤労者退職金共済機構（電話 03-6907-1234）

特定退職金共済団体は、所得税法施行令第73条第1項に規定する団体に限られます。

イ **自社退職金制度**については、**次のいずれかの書類**を提示してください。

(ア) 労働基準監督署の届出印又は従業員代表者の意見書が添付されている就業規則

退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項の定めが明記されていることが必要です。なお、常時10名以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署への届出が必要です。

(イ) 労働協約

退職手当の決定、計算及び支払の方法が記載されていること並びに従業員代表による意見書が添付されていることが必要です。

* 別冊として退職金規定を作成している場合は、退職金規定だけではなく、本文である就業規則又は労働協約も必ず提示してください。

* 退職金一時金制度の対象は、中小企業退職金共済に加入している場合に準じて、期間雇用に係る労働者、試用期間中の労働者その他これらに類する者を除き、原則として建設業に従事する全ての従業員を対象とするものです。

(2) 企業年金制度

ア 厚生年金基金制度については、**領収書**（納付目的年月が審査基準日に係るもの）又は**加入証明書**（各厚生年金基金発行）

イ 確定拠出金（企業型）については、厚生労働大臣による**承認通知書**及び建設業者と確定拠出年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約に係る**契約書**又は審査基準日前の直近の掛金振込に係る**領収書**

ウ 確定給付企業年金（基金型）については、企業年金基金の発行する**加入証明書**、確定給付企業年金（規約型）については、資産管理運用機関の発行する**加入証明書**

⑥ 項番46 法定外労働災害補償制度加入の有無

法定外労働災害補償制度とは、政府の労働災害補償制度とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものです。したがって、**政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、次の(7)から(4)までの要件を全て満たしている場合が評価の対象**となります。

(ア) 業務災害と通勤（出勤と退勤両方）災害を担保していること。

(イ) 死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までを補償（業務起因性疾病は対象外）していること。

(ウ) 直接の使用関係にある下請負人（数次の請負は下請負人全て）の直接使用関係にある職員全てを対象としていること（記名式は認められません。）。

(エ) 当該申請者が施工する全工事（共同企業体及び海外工事は除きます。）を補償（工事現場ごとの契約は対象外）していること。

審査基準日において、法定外労働災害補償制度に加入していれば「1」を、加入していなければ「2」を記入してください。「1」を記入する場合は、次の(1)と(2)の書類の両方を提示してください。

裏付資料：

- (1) 政府の労働災害補償保険制度
- 労働保険概算確定保険料申告書と領収済通知書の両方
- * 領収済通知書は、審査基準日を含む期の分が対象となります（68ページの「**項番41 雇用保険加入の有無**」を参照）。
- (2) 法定外労働災害補償制度
- [建設業労災補償共済制度加入証明書の発行]
- (公財) 建設業福祉共済団（電話03-3591-8451）
- [全国建設業労災互助会証明書兼領収書の発行]
- (一社) 全国建設業労災互助会（電話03-3518-6551）
- [労保連労働災害保険加入証明書の発行]
- (一社) 全国労働保険事務組合連合会東京支部（電話03-3556-0920）
- [労働災害補償共済契約加入者証書の発行] 全日本火災共済協同組合連合会
- [準記名式普通傷害保険証券又は加入証明書] 保険会社等
- ※準記名式普通障害保険証券は1枚の保険証券で、保険加入者が総職員数を上回っており、下請負人も対象となっていることなど、上記アからエまでの条件に全て適合していることが確認できる必要があります。
- [労働災害総合保険証券又は加入証明書] 保険会社等
- ※団体加入保険は、保険会社発行の団体加入保険証券（写し）及び申請者が団体加入保険に加入している加入証明書（加入団体発行）。ただし、加入団体と保険会社の連名で発行され、上のアからエまでの条件の全てと保険期間が記入されている場合は、加入証明書又は加入者証を提示してください。
- * 令和3年4月1日より、経営事項審査の審査基準の一部が改正され、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても同様に加点对象となりました。
- * 加入証明書や加入者証を提示する場合、保険会社（支店を含みます。）が作成したものであることが確認できる必要があります。代理店の証明や、支店長等の私印が押印されたものは認められません。
- * 労働災害総合保険、準記名式普通傷害保険、団体加入保険は保険証券、約款等で、アからエまでの条件の全てが確認できる必要があります。補足資料として、約款等を持参する場合は、必ず申請者において要件が読みとれる条文を把握して、該当する条文に付箋を付けてください。
- * 第三者賠償保険、責任保険及び生命保険は、法定外労働災害補償制度に該当しません。

⑦ **項番47 若年技術職員の継続的な育成及び確保**

技術職員名簿に記載された審査基準日現在に満35歳未満の技術職員数が、技術職員名簿全体の15%以上の場合は「1」を、15%未満の場合は「2」を記載してください。

裏付資料：「技術職員名簿」

申請書の右側の欄に、以下のとおり記載してください。

- ア 「技術職員数（A）」：技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数
- イ 「若年技術職員数（B）」：審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数
- ウ 「若年技術職員の割合（B/A）」： $\frac{\text{イの人数}}{\text{アの人数}} \times 100$ （％）を小数点以下第2位以下の端数を切り捨てた数値

⑧ 項番48 新規若年技術職員の育成及び確保

新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が、技術職員名簿全体の1%以上の場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記載してください。

裏付資料：「技術職員名簿」

申請書の右側の欄に以下のとおり記載してください。

ア 「技術職員数（A）」：技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数

エ 「若年技術職員数（C）」：技術職員名簿において、「新規掲載者」欄に○がされ、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数

オ 「新規若年技術職員の割合（C/A）」： $\frac{\text{エの人数}}{\text{アの人数}} \times 100$ （％）を小数点以下第2位以下の端数を切り捨てた数値

⑨ 項番49 CPD単位取得数

CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の合計数となります。

別紙2「技術職員名簿」のみの場合はそのCPD単位の合計、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」がある場合にはCPD単位の総計を記入してください。

裏付資料：令和3年国交省告示第246号別表第18に掲げるCPD認定団体発行の証明書

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタント協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50

公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

各技術者のC P D単位

$$\left(\begin{array}{c} \text{審査対象年にC P D認定団体に} \\ \text{よって取得を認定された単位数} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{告示別表第18左欄に掲げる} \\ \text{C P D認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right) \times 30$$

上記算式で計算される各技術者のC P D単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨ててください。

また、各技術者のC P D単位の上限は30とします。

例1) 技術職員名簿 通番1

「公益社団法人空気調和・衛生工学会」によって取得を認定された場合

48.0 (単位) ÷ 50 (告示別表第18の右欄に掲げられている数値) × 30 = 28.8

しかし、計算された各技術者のC P D単位数に小数点以下の端数がある場合、これを切り捨て、「28」となる。

例2) 技術職員名簿 通番7

「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された場合

18.0 (単位) ÷ 12 (告示別表第18の右欄に掲げられている数値) × 30 = 45.0

しかし、各技術者のC P D単位の上限は30のため、「30」となる。

⑩ 項番49 技術者数

技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となります。技術職員名簿に記載のある者以外にC P D単位を取得した技術者がいる場合は、「様式第4号 C P D単位を取得した技術者名簿」(P. 112)の提出が必要です。

別紙2「技術職員名簿」と様式第4号「C P D単位を取得した技術者名簿」の技術者数の合計を記入してください。

裏付資料:「様式第4号 C P D単位を取得した技術者名簿」に記載した技術者の資格証・合格証(写し)

及び基準日現在の常勤性、6か月を超える恒常的な雇用関係があることが確認できる資料
(P. 51〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉参照)

⑪ 項番 5 0 技能レベル向上者数

技能レベル向上者数は、技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数となります。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。

様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に○印が記載されている者の合計を記入してください。

裏付資料：審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」

⑫ 項番 5 0 技能者数

技能者数は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除く）の数となります。「様式第5号 技能者名簿」（P. 113）の提出が必要です。

様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入してください。

裏付資料：技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業員名簿及び常勤性、6か月を超える恒常的な雇用関係があることが確認できる資料（P. 51〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉参照）

⑬ 項番 5 0 控除対象者数

控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数となります。

様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に○印が記載されている者の合計を記入してください。

裏付資料：審査基準日の3年前の日以前にレベル4評価を受けた「能力評価（レベル判定）結果通知書」

⑭ 項番 5 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

審査基準日の、女性活躍指針推進に基づく認定である「プラチナえるぼし」「えるぼし（第3段階）」「えるぼし（第2段階）」「えるぼし（第1段階）」の取得状況を記入してください。

⑮ 項番 5 2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

審査基準日の、次世代育成支援対策推進法に基づく認定である「プラチナくるみん」「くるみん」「トライくるみん」の取得状況を記入してください。

⑯ 項番 5 3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

審査基準日の、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況を記入してください。

⑭～⑯の裏付資料について

各認定の「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」を提示してください。

※各認定通知書には有効期限の記載がないので、『公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧』や『くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧』、若者雇用促進総合サイトの『ユースエール認定企業一覧』により、審査基準日現在で認定を受けていることを確認して申請して下さい。

⑰ 項番 5 4 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

CCUS（建設キャリアアップシステム）を使って工事現場情報等を作成し、かつ、CCUSと連携したカードリーダーやアプリケーション（最新の連携認定システムは一般財団法人建設業振興基金の公表資料を参照）を使った工事現場の就業履歴蓄積装置を整備した場合に評価します。

審査対象工事：軽微な工事や災害応急工事を除く国内の建設工事であって、**審査基準日以前1年以内に発注者と請負契約を直接締結した工事**

〔例：審査基準日が令和7年3月31日の場合の対象期間は
令和6年4月1日～令和7年3月31日〕

上記対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で措置を実施している場合は「1」、全ての公共工事で措置を実施している場合は「2」、審査対象工事を請け負っていない場合は「3」を記入してください。

裏付資料：様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報提供に関する同意書」

⑱ 項番 5 5 営業年数

初めて建設業許可（登録）を受けた年月日から審査基準日までの年数を記入してください（1年未満は切捨て）。休業期間、許可切れ期間は含みません。

裏付資料：前審査基準日の「**経営事項審査申請書副本**」、新規申請は、「**最初の許可通知書**」

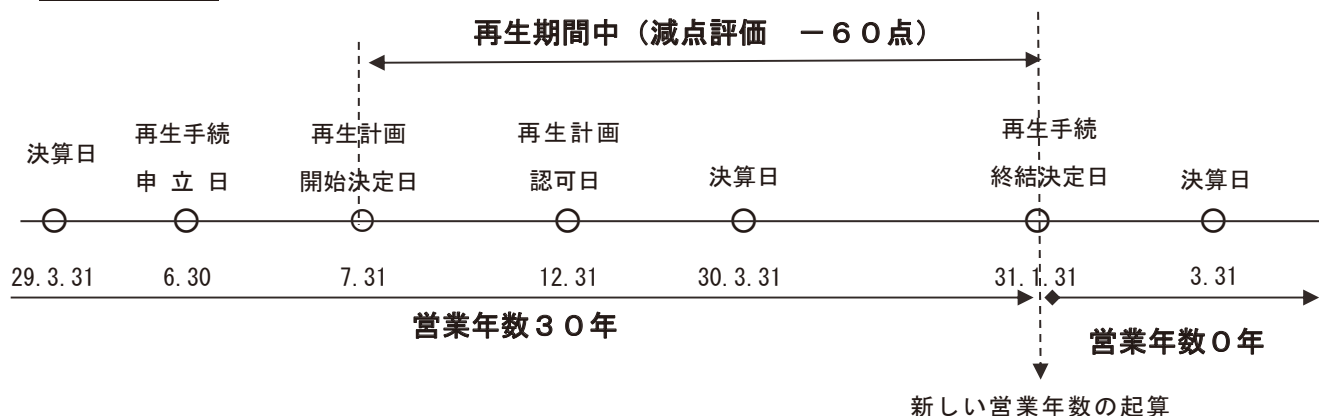
※ 最初の許可通知書を紛失した場合は、建設業指導担当へ審査日までに事前確認を申請し、「確認票」を受け取り、審査時に提示してください。

なお、平成23年4月1日から、民事再生法又は会社更生法の適用を受けた企業に対しての評価項目（減点措置）が創設されたこと（項番56を参照）に伴い、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合の営業年数については、再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けたときから起算することとなりました（再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた時を起点として、営業年数は0年から再度起算します）。ただし、再生（更生）期間中（平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けていない場合）は、最初の許可日から審査基準日までの年数を記入してください。

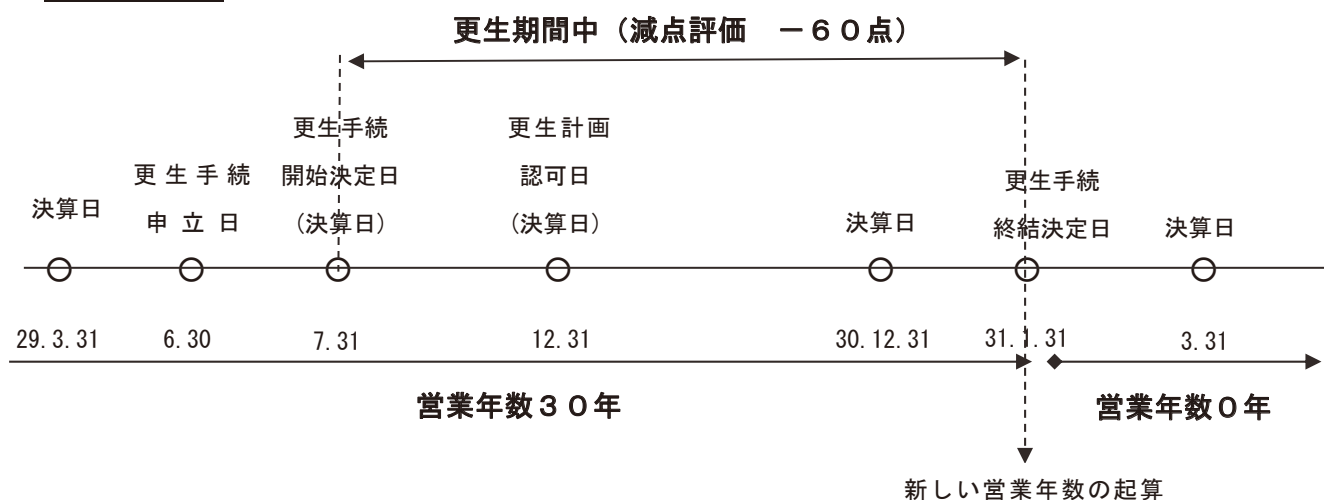
裏付資料：再生手続又は更生手続終結決定日が確認できる書類（官報）の写し

[営業年数30年の会社が法的整理を行った場合のイメージ図]

民事再生手続



会社更生手続



「休業等期間」について、1月に満たない端数については切り上げてください。

(例：1か月と3日は2か月)

「備考(組織変更等)」について、組織変更があった場合は、具体的に記入してください。

(例：昭和62年5月15日 有限会社→株式会社)

⑱ 項番56 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

適用がない場合又は再生手続終結若しくは更生手続終結の決定を受けた後の日を審査基準日として申請する場合は、「2. 無」を記入してください。

審査基準日において再生(更生)期間中の場合(平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けていない場合)は、「1. 有」を記入してください。

なお、民事再生手続及び会社更生手続を行った場合は、特殊な経営事項審査に該当します。詳細は、P. 86以降の「〔5〕特殊な経営事項審査について」を参照してください。

- 裏付資料(「1. 有」の場合)：
- ア 再生手続又は更生手続開始決定日が確認できる書類(手続開始決定通知書等)の写し
 - イ 再生計画又は更生計画認可日が確認できる書類(認可決定通知書等)の写し

「再生手続又は更生手続開始決定日」について、該当する場合は、年月日を記入してください。

「再生計画又は更生計画認可日」について、該当する場合は、年月日を記入してください。

「再生手続又は更生手続終結決定日」について、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた後の日を審査基準日として申請する場合は、必ず記入してください。

⑳ 項番 5 7 防災協定の締結の有無

国、特殊法人等又は地方公共団体と災害時における建設業者の防災活動について定めた防災協定を締結している場合は「1」を、していない場合は「2」を記入してください。

※特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第2条第1項（詳細については、同法施行令第1条を参照）に規定する特殊法人等をいう。

裏付資料：「1」の場合は、次の**いずれかの書類**を提示してください。

ア 申請者が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合は、防災協定書

イ 申請者加入の建設業協会等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、以下2点の書類を提示してください。

・当該団体の証明書

※審査基準日現在当該団体に加入し、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できるもの

・当該団体が締結している防災協定書（写し）

㉑㉒ 項番 5 8、項番 5 9 法令遵守の状況

審査基準日直前1年以内に**建設業法に基づく営業停止処分・指示処分**を受けた場合は、「1．有」を記入してください。処分を受けた日は、行政の処分日になります（営業停止開始日ではありません）。裏付資料は不要です。

㉓ 項番 6 0 監査の受審状況

審査基準日において、

ア 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合は、「1」を記入してください。

イ 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合は、「2」を記入してください。

ウ 公認会計士、及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名したものを提出している場合は、「3」を記入してください。なお、署名する者は、常勤の職員（項番61に該当する者）であることが必要です。

エ アからウまでに該当しない場合は、「4」を記入してください。

裏付資料：

ア 会計監査人が設置されている場合（「1」）：有価証券報告書の原本又は監査証明書の写し（＝会計監査報告書。P. 103参照）及び審査基準日に会計監査人が設置されているかどうかを確認できる資料（履歴事項全部証明書、定款等）を提示してください。有価証券報告書の場合、審査時には該当部分を指示するようお願いいたします。

イ 会計参与が設置されている場合（「2」）：会計参与報告書の写し（P. 104参照）及び審査基準

日に会計参与が設置されているかどうかを確認できる資料（履歴事項全部証明書、定款等）を提示してください。

ウ 「経理処理の適正を確認した旨の書類」を提出した場合（「3」）：**常勤職員**である公認会計士、税理士、一級登録経理試験合格者などが、「**建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目（P. 106～109参照、提出は不要です）**」について適正に処理をしたことを確認し、自ら署名した「**経理処理の適正を確認した旨の書類（P. 105参照）**」の原本及び副本（写し）を提出してください。税理士などの常勤性の確認資料はP. 51の〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉を参照してください。

* 会計監査人（会計参与）が設置されているだけでなく、損益計算書などが、適正に表示されていることが必要です。なお、会計監査人となれるのは、公認会計士又は監査法人であり、会計参与となれるのは、監査法人、公認会計士、税理士及び税理士法人です。

* 監査役は、会計監査人及び会計参与とは違います。

②④ 項番61 公認会計士等の数

公認会計士等の数は、公認会計士、税理士及び一級登録経理試験合格者（一級建設業経理事務士試験合格者等）の人数を記入してください（ただし、監査役は除きます。）。

* 令和3年4月1日より、経営事項審査の審査基準の一部が改正され、公認会計士等数の算出に当たって算入できる者が以下のとおり改正されました。

ア 従 来：公認会計士となる資格を有する者

（公認会計士となるための登録を受けていることを要しない）

改正後：公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者

（公認会計士として登録されていることが前提）

イ 従 来：税理士となる資格を有する者

（税理士となるための登録を受けていることを要しない）

改正後：税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者

（税理士として登録されていることが前提）

ウ 従 来：1級登録経理試験に合格した者

（一度合格すれば、以降継続して経審で評価）

改正後：・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

* 経理処理の適正を確認できる者の要件についても、改正後に掲げたものとなります。

②⑤ 項番62 二級登録経理試験合格者等の数

二級登録経理試験合格者等の数は、二級登録経理試験合格者（二級建設業経理事務士等）の人数を記入してください（ただし、監査役は除きます。）。

エ 従 来：2級登録経理試験に合格した者

（一度合格すれば、以降継続して経審で評価）

改正後：・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

②④⑤の裏付資料：公認会計士、税理士又は一級・二級登録経理試験（建設業経理事務士ほか）の**資格証**（写し）・**合格証**（写し）、**研修を受講したことが分かる資料**及び**常勤性が確認できる資料**（P. 51〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉参照）

②⑥ 項番 6 3 研究開発費

監査の受審状況を「1（会計監査人を設置している）」とした場合のみ対象となります（それ以外の場合は「0」を記入してください。）。対象者は必ず2期平均を記入してください（千円未満は切捨て）。

裏付資料（2期分が必要となります。）：

次のいずれかの資料を提示してください。前期分は前回経審の申請書副本でも可とします。

ア 財務諸表

財務諸表注記表（様式17号の2 P. 99参照）の研究開発費の額と一致します。

イ 有価証券報告書（研究開発費の表示部分）

②⑦ 項番 6 4 建設機械の所有及びリース台数

(ア) 建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー

(イ) 土砂等を運搬する貨物自動車であって、道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレラ」「ダンプセミトレラ」と記載があるもの

※備考欄に「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は該当しない。

(ウ) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン

(エ) 労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に掲げる高所作業車（作業床の高さが2メートル以上のもの）

(オ) 締固め用機械として労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げる「ローラー」で、自主検査指針に記載のロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー

※自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため、加対象建設機械ではない

(カ) 解体用機械で労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げるブレーカおよび同法施行規則第151条の175に定める鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

以上の建設機械を申請者が所有、リース契約等により保有している場合は、その台数を記入してください。保有していない場合は、「0」を記入してください。

評価対象となる建設機械

種 類	名 称	範 囲	根拠法令
掘 削 機 械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	(ア) 建設機械抵当法
トラクター類	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
整地・締め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	

ダンプ車		自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの ※備考欄に「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は該当しない。	(イ) 道路 運送車両法
移動式クレーン		つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン	(ウ) 労働安全 衛生法施行令
高所作業車		作業床の高さが2メートル以上のもの	(エ) 労働安全 衛生法施行令
締固め用機械		ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー(自走能力があること)	(オ) 労働安全 衛生法施行令
解体用機械		ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機	(カ) 労働安全 衛生法施行令

- * 建設機械の保有については、地域防災への備えの観点から、災害時において使用される上の表に掲げる建設機械が経営事項審査結果通知書の有効期間中は申請者の手元にあり、いつでも使用可能な状況进行评估するものです。したがって、審査基準日から1年7か月以上の使用期間があることが評価対象となります。リース契約書等で、審査基準日から1年7か月以上の使用期間が確認できない場合は、「建設機械の保有状況一覧表」(P. 111参照)の誓約書に必要事項を記入してください。
- * 償却台帳上、既に除却済みとなっている場合や、自主検査記録表の使用者が異なる等、申請者が専ら使用できることが明確でないと、評価対象にはなりません。また、1台の建設機械を複数の業者が申請することはできません。
- * リース契約の場合は、会計上のファイナンスリース、オペレーティングリースとレンタル等の契約上の違いは考慮せず、審査基準日から1年7か月以上の使用期間がある賃貸借契約については、全てリース契約として評価します。また、割賦販売により購入し、建設業者の資産として計上している場合は、所有として評価します。
- * 評価対象は15台までですが、発注部署が経審結果通知書に印字された台数を使用する場合も考えられますので、申請書には、所有又はリース契約による実数を記入してください。
- * 申請書に16台以上記入した場合でも、「建設機械の保有状況一覧表」には15台分までを記入してください。また、裏付資料についても、15台分までで結構です。
- * 防災協定の締結の有無(項番57)が「2. 無」であっても、「建設機械の保有状況」は評価対象となります。

提出資料 「建設機械の保有状況一覧表」(P. 1 1 1 参照) ※正本用と副本用に1部ずつ添付

＊ 令和5年1月1日から様式が変更になりました。

裏付資料：

- ア 契約書等 所有の場合

(ア) 売買契約書
(イ) (ア)がない場合は、注文書、申込書、販売(譲渡)証明書
(ウ) (ア)も(イ)もない場合は、法人税確定申告書別表16及び償却台帳(除却済や機械が特定できない場合は不可。)
- ※前回受審時に「所有」で評価対象となった場合は省略可
- リースの場合

(ア) リース契約書
(イ) (ア)がない場合は、リース契約の証明書

イ 確認資料

建設機械の種類	裏付資料(確認事項)
ショベル系掘削機	○特定自主検査記録表(注1) ・審査基準日以前1年以内に点検を実施し、建設機械が正常に稼働するもの ○カタログ等(注2)
ブルドーザー	
トラクターショベル	
モーターグレーダー	
ダンプ車	○自動車検査証、自動車検査証記録事項(電子自動車検査証の場合) ・有効期間に審査基準日を含み、P. 79からP. 80の内容が記載されているもの
移動式クレーン	○製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証 ・有効期間に審査基準日を含むもの
高所作業車	○特定自主検査記録表(注1) ・審査基準日以前1年以内に点検を実施し、建設機械が正常に稼働するもの
締固め用機械	○特定自主検査記録表(注1) ・審査基準日以前1年以内に点検を実施し、建設機械が正常に稼働するもの
解体用機械	○特定自主検査記録表(注3) ・審査基準日以前1年以内に点検を実施し、建設機械が正常に稼働するもの

- 注1 労働安全衛生法上、1年以内に1回の特定自主検査の受検が義務付けられているため、原則として提示する必要がありますが、新品については、納入から1年以内に自主検査を受検すればいいので、特定自主検査実施時期証明書(写し)等の御提示をお願いします。
- 注2 ショベル系掘削機の場合は、特定自主検査記録表を掘削機専用の様式で作成してあれば、ショベル系掘削機であることの確認ができるので、カタログ等は不要です。前回受審時に評価対象となった建設機械についても、カタログ等は不要です。
- 注3 解体用機械について、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着し解体用機械として使用している時に、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は重複して加算しません。

⑳ 項番65 エコアクション21の認証の有無

環境省が定めるエコアクション21の認証を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を申請書に記入してください。

㉑ 項番66 ISO9001の登録の有無

(公財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関(UKASなど)に認定されている審査登録機関が認証したISO9001を取得している場合は「1」を、取得していない場合は「2」を、申請書に記入してください。

㉒ 項番67 ISO14001の登録の有無

(公財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関(UKASなど)に認定されている審査登録機関が認証したISO14001を取得している場合は「1」を、取得していない場合は「2」を、記入してください。

㉑の裏付資料：

一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」(審査基準日時点で有効なもの)

㉑㉒の裏付資料：

審査登録機関(JABなど)が認証を証明する「ISO9001認証登録証明書」、「ISO14001認証登録証明書」(いずれも審査基準日時点で有効なもの)。

なお、「認証登録証明書」に登録範囲が明記されていない場合は、「付属書」等において登録範囲を確認できる資料も提示してください。

- * ISOの認証を受けている建設業の業種と、項番16の経営規模等評価等対象建設業の業種とが異なっていた場合でも、評価対象となります(㉑㉒共通)。
- * エコアクション21及びISOの認証範囲に建設業が含まれていない場合や、会社単位ではなく特定の営業所単位での認証となっている場合は、評価対象外です(㉑㉒㉓共通)。
- * 「認証登録証明書」及び「付属書」の標記が日本語以外の場合、必ず日本語に翻訳した書面を提出してください。なお、その際、その書面に申請者名を記載し、代表者印を押印し提出してください(㉑㉒㉓共通)。
- * ISO14001が登録され、エコアクション21も認証されている場合は、合算せずISO14001のみ加算されます。

〈知事コード〉

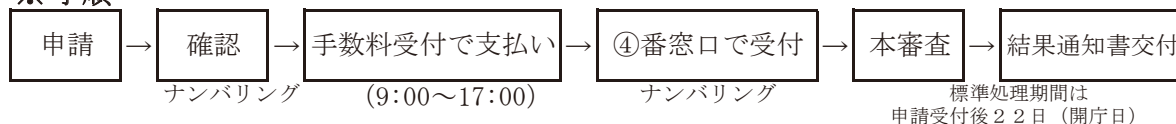
東京都知事	13
-------	----

〈東京都区市町村コード〉

13101	千代田区	13201	八王子市	13303	瑞穂町
13102	中央区	13202	立川市	13305	日の出町
13103	港区	13203	武蔵野市	13307	檜原村
13104	新宿区	13204	三鷹市	13308	奥多摩町
13105	文京区	13205	青梅市		
13106	台東区	13206	府中市	13361	大島町
13107	墨田区	13207	昭島市	13362	利島村
13108	江東区	13208	調布市	13363	新島村
13109	品川区	13209	町田市	13364	神津島村
13110	目黒区	13210	小金井市		
13111	大田区	13211	小平市	13381	三宅村
13112	世田谷区	13212	日野市	13382	御蔵島村
13113	渋谷区	13213	東村山市		
13114	中野区	13214	国分寺市	13401	八丈町
13115	杉並区	13215	国立市	13402	青ヶ島村
13116	豊島区	13218	福生市		
13117	北区	13219	狛江市	13421	小笠原村
13118	荒川区	13220	東大和市		
13119	板橋区	13221	清瀬市		
13120	練馬区	13222	東久留米市		
13121	足立区	13223	武蔵村山市		
13122	葛飾区	13224	多摩市		
13123	江戸川区	13225	稲城市		
		13227	羽村市		
		13228	あきる野市		
		13229	西東京市		

経営事項審査 確認書（都知事許可業者用）

※ 手順



太枠の中をご記入ください。（下の確認票もあり）				確認 番号	
会 社 名 又 は 個 人 名				受付印	
許可番号		確認印			
第 号					
手数料					
業種数	業種		審査担当者		整理番号
手数料	¥	最終			

審 査 手 数 料							
業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料
1 業種	11,000 円	8 業種	28,500 円	1 5 業種	46,000 円	2 2 業種	63,500 円
2 業種	13,500 円	9 業種	31,000 円	1 6 業種	48,500 円	2 3 業種	66,000 円
3 業種	16,000 円	1 0 業種	33,500 円	1 7 業種	51,000 円	2 4 業種	68,500 円
4 業種	18,500 円	1 1 業種	36,000 円	1 8 業種	53,500 円	2 5 業種	71,000 円
5 業種	21,000 円	1 2 業種	38,500 円	1 9 業種	56,000 円	2 6 業種	73,500 円
6 業種	23,500 円	1 3 業種	41,000 円	2 0 業種	58,500 円	2 7 業種	76,000 円
7 業種	26,000 円	1 4 業種	43,500 円	2 1 業種	61,000 円	2 8 業種	78,500 円

※ 申請者の皆様へ

審査終了後、上の手順にしたがって手続を完了してください。
（手続が完了しないと結果通知書は発行されません。）

経営事項審査 確認票

太枠の中をご記入ください。				確認 番号	
会社名又は 個 人 名			許可番号	第 号	
担当者氏名 (代理人氏名)			連絡先電話番号		

① 予約日： 令和 年 月 日、午前・午後 時

② 受付日： 令和 年 月 日（手数料— 業種、 円）